

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十六年八月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
HMDコン サルタンツ 株式会社	大阪市西区西本 町一―一三―三 七 アクシズ本 町ビル九階	児童デイサ ービスIL ISCLU B田原本	磯城郡田原本 町一三―一	放課後等デ イサービス	平成二十 六年七月 三十一日